

視点1 本市の関与の適正化

1 所管部局の意識改革と指導の徹底

所管部局は、外郭団体の活用に当たっては、常に、その設立の趣旨を念頭に、事業の検証・評価を実施するとともに、外郭団体が当面する課題を解決するため必要とする指導助言を行い、時代が求める外郭団体のありべき姿に向けて、適切な支援を行う。

所管部局は、外郭団体は独立した人格を有する存在であることを再認識し、団体の自主性・独立性を尊重するとともに、自立的な経営を行うことができるよう環境を整備する。

所管部局は、外郭団体の経営監督責任を有することを十分自覚するとともに、団体の経営状況を常に把握し、適切な指導助言を行う。

(所管課は、添付資料1「経営状況の予備的診断表」に基づき、経営状況の予備的診断を行う。)

2 事業の見直し

本市が外郭団体に委託している事業や市の補助金で実施している事業について、抜本的な見直しを図るため、事業内容を総点検し、事業実施の必要性が薄れた事業や不要不急な事業を縮小・廃止する。

官民の役割分担の観点から、民間で実施可能な事業については、民間事業者の参入を促進する。

3 財政支出の見直し

(1) 補助金・負担金の見直し

外郭団体への補助金・負担金については、補助目的と補助対象事業の適合性、費用対効果及び市民サービスの観点から、外郭団体活用のメリットや必要性について再点検を行い、補助対象事業の実施の可否を含め検証し、助成内容を適正なものとする。

(2) 委託料の支払方法等の見直し

外郭団体への委託事業に係る委託料については、外郭団体の経営意欲を高め、自立性を培うため、事業実施後に行う委託料の「精算」を廃止する。

そのため、委託事業について、適正な民間の実勢価格の把握や適正な利潤の設定等、発注者である本市の当該外郭団体所管部局の積算能力の向上に努める。

委託料の支払方法については、外郭団体への委託事業に特有な「団体の資金計画に応じた支払い方式」を改め、民間事業者と同様の実施日数・日割り単価等に応じた支払いとする。(ボーナス等年度途中の資金調達は、団体自らの責任の下に行う。)

4 人的支援(職員派遣)の見直し

外郭団体に対する本市職員の派遣による人的支援については、外郭団体の自立を促すため、廃止に向け検討していく。

民間人やプロパー職員の役員登用等により、組織の活性化と経営手法の改革を図るとともに、市からの独立性を確保する。